

# ～消費税転嫁対策特別措置法と 軽減税率制度の概要～

県南広域振興局では、公正取引委員会事務総局東北事務所の全面的な協力の下、全4回の「ものづくり企業下請法講座」を開講しています。

本講座は番外編として、公正取引委員会及び国税局の協力の下、10月からの消費税率引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法と軽減税率制度をテーマにお送りします。

※ 本講座では下請法に関する事項は取り上げませんのでご了承ください。

○年間実施スケジュール（※ 第3回以降の実施日程については、決定次第HP等でお知らせします。）

	実施時期	実施内容(予定)	講師
第1回 基礎編	5月28日(火) ※ 開催済	下請法の適用範囲、親事業者の義務と禁止事項、個別事例の紹介、個別相談会(希望制)	公正取引委員会
第2回 番外編	8月6日(火)	消費税転嫁対策特別措置法と軽減税率制度の概要、個別相談会(希望制) ※ 下請法に関する事項は取り上げませんのでご了承ください。	公正取引委員会、国税局
第3回 発展編1	9月頃	下請法上の禁止事項、個別事例の紹介、個別相談会(希望制)	公正取引委員会
第4回 発展編2	12月頃	下請法上の義務(発注書面を中心に)、個別事例の紹介、個別相談会(希望制)	公正取引委員会

※ 本チラシでは、第2回番外編の申込を受け付けます。第3回以降は、順次募集を行います。

## 1 開催日時

令和元年8月6日(火) 13:30～16:00

## 2 場所

北上オフィスプラザ 2F セミナールーム（北上市相去町山田2-18）

## 3 受講対象企業

管（県）内ものづくり事業者 ※食料品製造業等を含みます。

## 2 定員

30名（申込先着順） ※各社複数名での応募も可能です。

## 3 受講料

無料

## 4 申込期限

令和元年7月23日(火)

※ 申込は裏面の申込書をご利用ください。

## 【お問合せ先】

担当：岩手県県南広域振興局経営企画部産業振興室産業振興課ものづくりグループ

TEL：0197-48-2421 FAX：0197-22-3749

FAX

0197-22-3749

県南広域振興局経営企画部産業振興室産業振興課ものづくりグループ 宛

令和元年度 ものづくり企業下請法講座(番外編)

## ～消費税転嫁対策特別措置法と軽減税率制度の概要～ 受講申込書

記載欄に必要な事項を御記入の上、ファクス(0197-22-3749)または電子メール(BD0010@pref.iwate.jp)によりお申し込みください。※申込先着順とし、定員になり次第締め切ります。

## 1 申込企業様の情報

御社名		
担当者	所属・役職	
	氏名	
受講者	所属・役職	
	氏名	
	所属・役職	
	氏名	
連絡先	TEL ( )	-
	FAX ( )	-
	Email	

※全体の申込状況に応じ人数調整をお願いする場合がありますので、御了承ください。

## 2 個別相談会(希望制)の申込みについて

第2部では、企業様のお困りごと(消費税の転嫁に関する事、軽減税率に関する事)についての個別相談会を実施します。参加をご希望の方は☑をご記入下さい。〈先着2～3社まで〉  
※当日のお申込みも可能ですが、定数に達した場合はお断りする場合がございます。

 希望する

## [第2回講座 プログラム(予定)]

時間	内容
13:30～14:25	第1部①：消費税転嫁対策特別措置法について
14:25～14:35	休憩
14:35～15:30	第1部②：軽減税率制度の概要について
15:30～16:00	第2部：個別相談会(希望制)

- ※ 本プログラムの内容は現時点での予定のため、今後の状況に応じ、適宜変更する場合があります。
- ※ ご希望に応じ、第1部又は第2部のみの参加も可能です。詳細は事務局にお問合せください。
- ※ 第3回講座は、令和元年9月を予定しています。詳細は別途御案内します。

主催：岩手県県南広域振興局、(株)北上オフィスプラザ、北上市産業支援センター  
共催：北上川流域ものづくりネットワーク